

## 相続財産の価額から控除される債務や葬式費用

今月は、相続税の課税の対象となる「課税価額」の計算に際して、相続や遺贈で取得した「いわゆるプラスの財産」から債務や葬式費用を控除することができる「債務控除」の制度をご紹介します。

相続税は、相続や遺贈で財産を取得した人に対して、その財産を取得したことによって受けた利益に着目して課税される税金です。

その財産を取得した人が「被相続人の負っていた債務を承継して負担することとなった場合」や「被相続人の葬式に要した費用を負担することとなった場合」には、その負担分だけ相続税を納める力、つまり「担税力が減殺」されてしまいます。

そこで相続税法においては、この「担税力の減殺」に対応するため、財産を取得した人が負担した債務や葬式費用を相続や遺贈で取得したいわゆるプラスの財産の価額から控除して相続税の課税価額を計算することとしています。



### 【債務控除をすることができる人と債務控除が認められる債務などの範囲】

#### ○債務控除をすることができる人

債務控除は、相続人や遺贈で財産を取得した包括受遺者について認められています。

※包括受遺者とは、遺言で「一定割合の遺産を与える」というような形で遺産を与えられた人と言います。

#### ○債務控除が認められる債務などの範囲

控除が認められる債務などの範囲は、①無制限納税義務者と②制限納税義務者とで異なっています。ほとんどの人は①に該当しますので、裏面では、債務控除が認められる債務などについて「無制限納税義務者」に的を絞って、その範囲をご紹介します。

※無制限納税義務者とは、被相続人の死亡時に国内に住所を有する人など、相続等で取得した財産が国内にあるか否かを問わず、取得したすべての財産について相続税の納税義務を負う人をいいます。

※制限納税義務者とは、被相続人の死亡時に国内に住所を有しない人など、取得した財産のうち国内にある財産についてのみ相続税の納税義務を負う人をいいます。



## 無制限納税義務者に控除が認められている債務等

### ①被相続人の債務で相続の開始の際に現に存するもの(公租公課を含みます)

- ・公租公課については、被相続人の死亡の際に納付することが確定しているもののほか、被相続人に係るもので被相続人の死亡後に相続人等が準確定申告で納付することとなった所得税などが含まれます。
- ・相続後に発生する相続財産に関する費用、例えば、相続財産の中から支出することとされている「相続財産の管理や保存のための費用」などは債務控除できません。

### ②被相続人に係る葬式費用

#### ■葬式費用となるもの

病院や自宅から葬儀会場までの回送費	○
通夜、告別式の費用	当日に通常要する飲食代、車代、お布施代等も含まれます。
火葬料	○
通夜のふるまい	○
相続人からの供花	相続人以外からの供花の場合は含まれません。

#### ■葬式費用とならないもの

位牌	×
礼服のレンタル料、着付け代	×
初七日法要費用	告別式当日に初七日法要を行う場合は、葬式費用となります。
墓地、墓石の購入費用	×
香典返し	通夜や告別式の当日に参列者に配るものは、葬式費用になりません。

葬式費用については、地域的慣習、また被相続人の職業や社会的地位などによって、規模や必要な費用などが大きく異なります。また、ここで、ご紹介した以外でも、葬式費用になると考えられるものもあります。判断に迷われた際は、弊社までお問い合わせください。

※参考書籍 実務家のための相続税ハンドブック

